

長野日本大学学園へご支援をお考えの皆様

学校法人長野日本大学学園は、「学力の向上はまず人づくりから」の校是のもと長野日本大学高等学校・長野日本大学中学校・長野日本大学小学校及びあかしや幼稚園の4校を設置しております。社会に貢献できる人材の育成をめざし、幼稚園から高等学校までの一貫した流れの中で本学園独自の教育実践が行われています。

この度、次の支援を目的として広く寄付金を募集いたします。皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 本学園における教育及び研究の充実発展に関わる活動への支援
2. 学業・人物ともに優れ、他の在校生の規範となる者、または研究・文化・スポーツ諸活動において顕著な成績をあげ、他の在校生の規範となる者への特別支援
3. 本学園での教育活動に積極的に取り組む姿勢をもちながら経済的事由により就学を断念せざるを得ない生徒・児童及び園児の経済的支援

令和5年9月吉日

理事長 柳原 哲夫

◇寄付の使途

1. 教育研究活動遂行に対する支援
2. 教育研究用施設整備の拡充
3. 文化・体育活動等（クラブ活動等）への支援
4. 生徒・児童及び園児に対する奨学金等の拡充

◇寄付金額

個人：一口三千円（何口でも可）

法人：一口一万円（何口でも可）

※ご寄付は、金額の多寡にかかわらずお受けいたします。

◇募集対象者

日本国内の個人または法人で学校法人長野日本大学学園の教育研究活動にご賛同いただける方。

◇申込方法

寄付金申込書に必要事項をご記入のうえ、法人事務局総務課まで郵送、FAXまたはemailでご提出ください。

・寄付金申込書

◇寄付の流れ

1. 「寄付金申込書」により、法人事務局総務課にお申込みください。
2. 下記の「振込先」にお振込みください。
3. 入金確認後、領収書及び「特定公益増進法人であることの証明書(写)」をお送りします。

◇振込先

長野県信用組合 中越支店 普通 口座番号8 3 5 7 4 0 6

(ガク。カク。ノホンダ。イダ。カク。ケン リジ。チョウ ヤギ。ハラテツオ)

口座名義：学校法人長野日本大学学園 理事長 柳原哲夫

※振込手数料は、長野県信用組合の本店・支店からのお振込みの場合、手数料は不要です。

◇税制上の優遇措置について

～【個人】の場合～

本法人への寄付は、「特定公益増進法人」への特定寄付金として税法上の優遇措置が講じられ、所得控除の対象となります。

その年中に支出した寄付金の合計額から2千円を引いた額が所得金額から控除されます。ただし、その年の総所得額金額の40%が限度となります。

また、個人住民税の寄付金税額控除を受けることもできる場合もありますので、学園本部までご確認ください。

「領収書」及び「特定公益増進法人であることの証明書(写)」をご寄付頂いた翌月末頃にお送りしますので、この書類で確定申告をしてください。

※寄付金控除の適用外

寄付金のうち、自己または子女等の入学を希望する学校に対しての寄付金で、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付したものは、原則として「学校の入学に係る寄付金」とみなされ、寄付金控除の対象にはなりません。

～【法人】の場合～

次のいずれかの方法により、ご寄付いただくことができます。

■ 1. 受配者指定寄付金による寄付

「受配者指定寄付金制度」は日本私立学校振興・共済事業団が、企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者（企業等）が指定する学校法人に配付する事業です。

本制度は所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37号第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定を受けているので、本制度を利用して私立学校に寄付をした会社等法人は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

本制度の詳細については、日本私立学校振興・共済事業団のホームページ

(https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm) をご確認ください。

なお、本制度でのご寄付を希望される場合は法人事務局総務課に直接ご連絡ください。

■ 2. 特定公益増進法人への寄付

「特定公益増進法人」への寄付金として、一般の損金算入限度額と別枠で損金に算入することができます。詳細については、文部科学省のホームページをご確認ください。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/06051001.htm)

お問い合わせ先

学校法人長野日本大学学園 法人本部総務課

〒381-0038 長野市東和田2 5 3 番地 3

T E L : 026-243-1079

F A X : 026-259-3935